

資料編

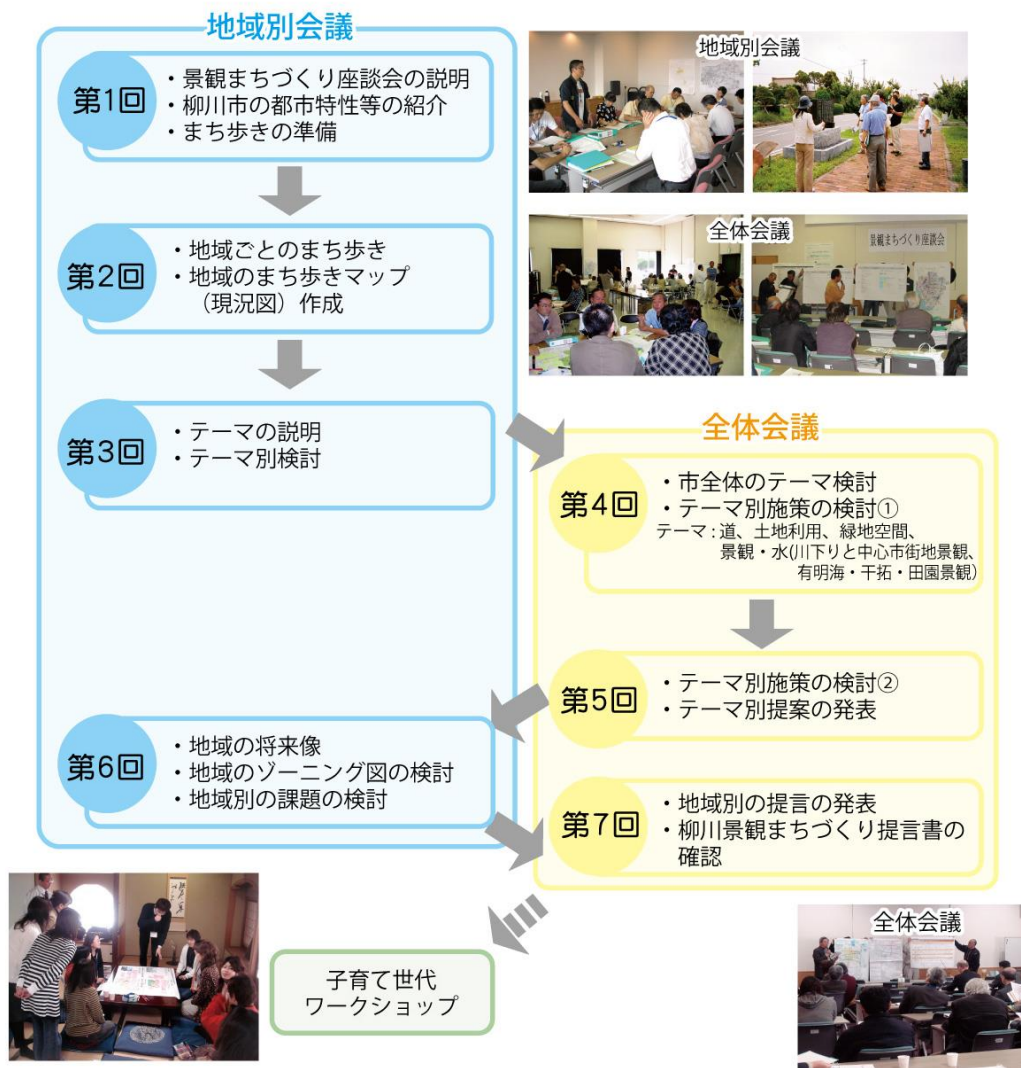
1. 都市計画マスタープランの策定経緯
2. 用語集

1. 都市計画マスタープランの策定経緯

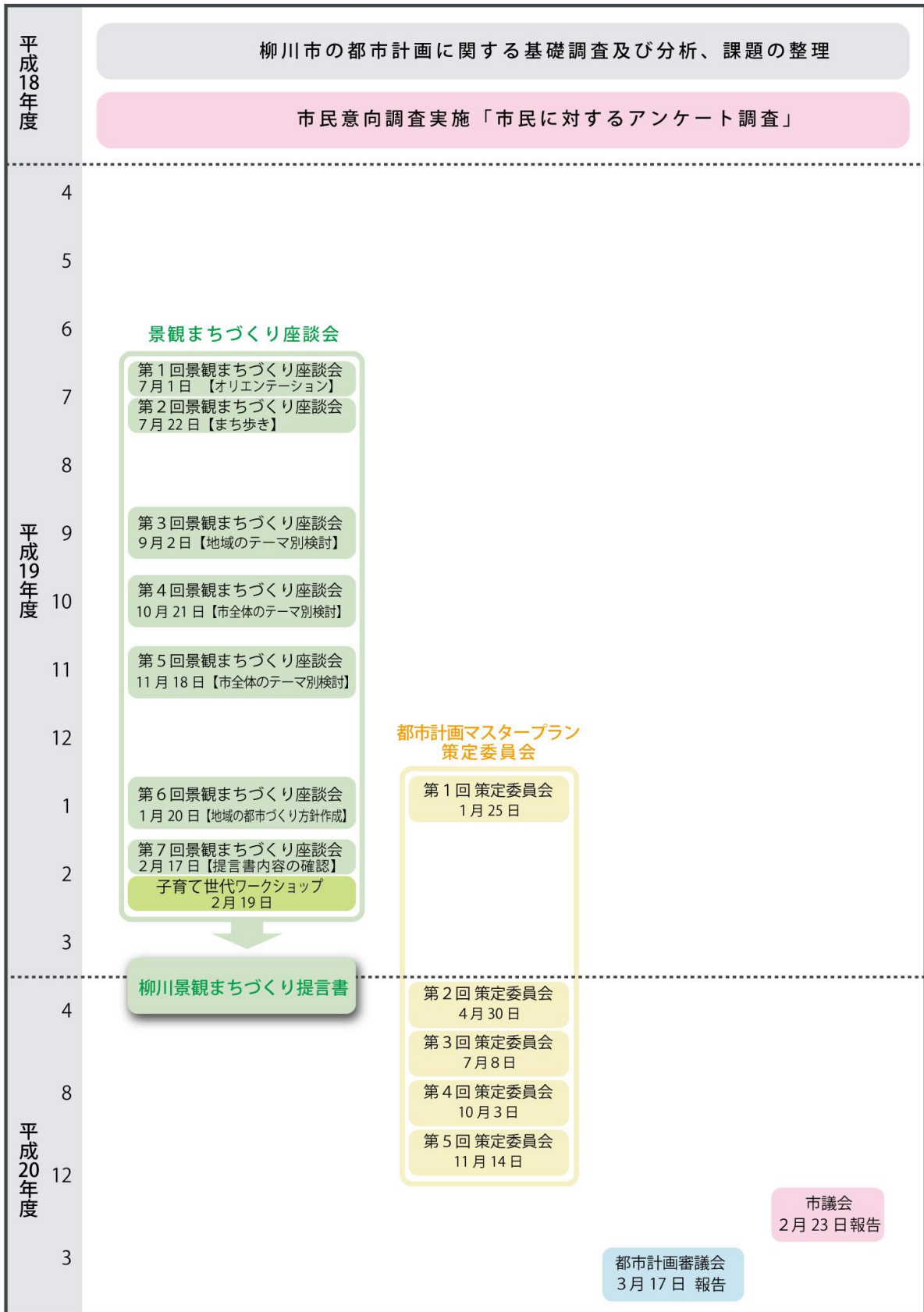
市民参加による計画策定の取り組み

計画策定に際しては、市民の幅広い意見を得るために「景観まちづくり座談会」のほか、市民を対象とした「市民意識調査アンケート」を実施しました。

このうち、平成19年7月から平成20年2月にかけて、7回にわたり開催した「景観まちづくり座談会」には58人が参加し、多様な立場の人々が参加し作業を通じて議論を行うワークショップ形式で検討を行うとともに、平成20年2月には、子育て世代を対象としたワークショップも開催しました。これらのワークショップで話し合われた内容は、「柳川景観まちづくり提言書」としてまとめ、「都市計画マスタープラン」を策定する際の基礎資料として活用しています。



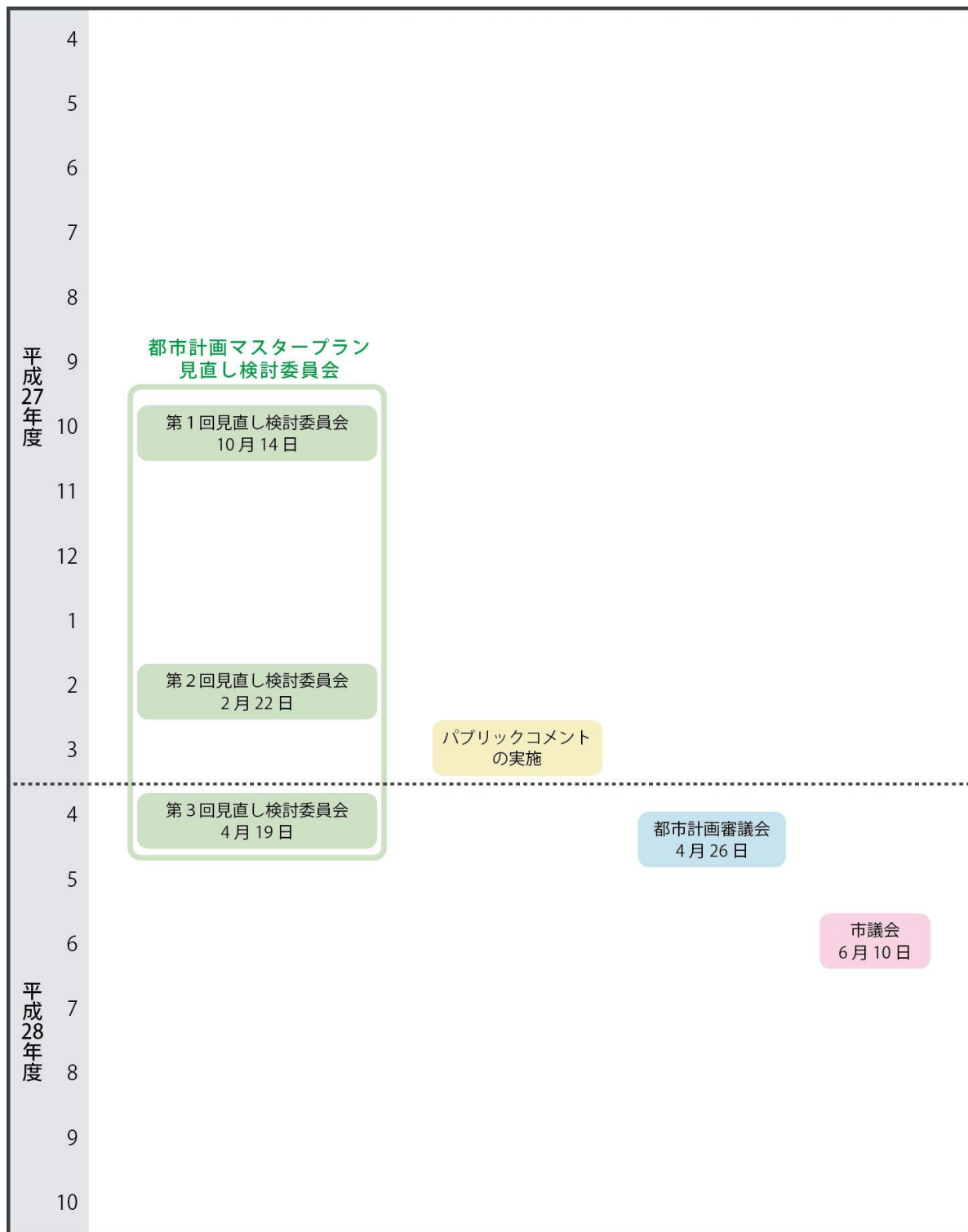
▲ワークショップの流れと様子



▲都市計画マスタープラン策定の経緯【当初策定】

平成 27 年度からは、当初策定から概ね 5 年が経過したことを踏まえ、当初策定時における基本的な視点をそのまま引き継ぎながら、社会・経済情勢の変化や市の政策に対応するなど部分的な見直しを行いました。

見直し検討にあたっては、学識経験者や関係団体代表者による見直し検討委員会と市民へのパブリックコメントを実施し、様々な意見の反映を図りながらとりまとめを行いました。



▲都市計画マスタープラン策定の経緯【見直し検討】

■都市計画マスタープラン策定委員会の委員構成（順不同）【当初策定】

氏 名		所属・役職名
会長	出口 敦	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門教授
副会長	山田 三代子	道守柳川ネットワーク 代表
委員	小川 博之 前任：吉田信博	福岡県都市計画課長
	城 重明 前任：原寛則	柳川土木事務所長
	荒巻 英樹	柳川市議会議員
	佐々木 創主	柳川市議会議員
	白谷 義隆	柳川市議会議員
	山田 魁夫	柳川市農業委員会会長
	藤丸 千春 前任：湯浅スミ子	柳川農業協同組合 理事
	井上 智佐子	柳川地区漁業協同組合協議会 (柳川漁協女性部 副部長)
	小柳 初代	大和地区漁業協同組合 (山門羽瀬漁協女性部長)
	立花 寛茂	柳川商工会議所 会頭
	江口 文博	三橋町商工会 会長
	河野 宇充	大和町商工会 副会長
	立花 民雄	柳川市観光協会 会長
	山田 博巳	まちづくりネットワーク 事務局次長
	平野 幸二	水の会 幹事
	工藤 徹	NPO有明海 代表
	戸田 昇	景観まちづくり座談会 柳城地域代表
	梅崎 和寿	景観まちづくり座談会 昭代地域代表
	小野村 猛	景観まちづくり座談会 蒲池地域代表
	金子 英典	景観まちづくり座談会 柳南地域代表
	藤木 春彦	景観まちづくり座談会 大和地域代表
	石橋 功巨	景観まちづくり座談会 三橋地域代表
	大泉 勝利	柳川市 副市長
蒲池 康晴	柳川市 建設部長	

■都市計画マスタープラン見直し検討委員会の委員構成（順不同）【見直し検討】

氏 名		所属・役職名
会長	辰巳 浩	福岡大学工学部 教授
副会長	山田 三代子	柳川市観光協会
委員	荒巻 英樹	柳川市議会議員
	倉田 守	柳川市行政区長代表委員協議会 副会長
	新開 延孝	柳川市農業委員会 会長
	江口 克子	柳川農業協同組合 理事
	太田 豪	福岡有明海漁業協同組合連合会 参事
	山崎 美代子	柳川商工会議所 女性会会長
	本田 孝枝	柳川市商工会 女性部副部長
	酒井 了 前任：赤星 健太郎	福岡県都市計画課長
	成松 宏	副市長

2. 用語集

あ行

意匠

いしょう

形、色、模様などのデザインのこと。

営農

えいのう

農業を営むこと。

NPO

えぬぴーおー

Non-Profit Organization の略で「民間非営利組織」を広く指す。NPO 法人は、特定非営利活動促進法に基づいて設立された法人。

か行

合併処理浄化槽

がっぺいしよりじょうかそう

台所やお風呂の生活雑排水をし尿と合わせて処理できる浄化槽。し尿だけを処理する「単独処理浄化槽」は、生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）を未処理のまま放流するため河川などへ流れ出す水質汚濁の量が合併処理浄化槽の8倍にも上る。

狭さく

きょうさく

車道を部分的に狭くして、車のスピードを押さえる。

景観行政団体

けいかんぎょうせいだんたい

景観法に基づき、景観を考えたまちづくりを行うための基本的な計画を作り、まちづくりを推進する自治体。行政施策として景観への取り組みを行う明確な意思表示を行うもの。柳川市は、平成19年6月に景観行政団体になっている。

景観計画

けいかんけいかく

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画。景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定などの規制誘導の仕組み、住民参加の仕組みなどの法に基づく措置がなされるもの。

景観計画区域

けいかんけいかくくいき

景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域。

景観形成基準

けいかんけいせいきじゅん

景観行政団体が建築物の建築行為などの届出対象行為ごとに色やデザインなど行為の制限を定めたもの。

景観重要建造物

けいかんじゅうようけんぞうぶつ

景観行政団体の長が、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような重要な建築物、工作物。指定された景観重要建造物については、管理行為などを除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観重要樹木

けいかんじゅうようじゅもく

景観行政団体の長が、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような景観上重要な樹木。指定された景観重要樹木については、管理行為などを除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観地区

けいかんちく

市町村が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区。景観法に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、都市計画として、景観地区を定め、(1) 建築物の形態意匠、(2) 建築物の高さ、(3) 壁面の位置、(4) 建築物の敷地面積、について制限できる。

景観緑三法

けいかんみどりさんぼう

「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」「都市緑地保全法などの一部を改正する法律」で良好な景観は、現在および将来における国民共通の資産であるとされる。景観形成には、地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動などとの調和が不可欠であり、地方公共団体、事業者および住民による一体的な取り組みが必要ともされている。

郊外

こうがい

ここでは、用途地域および用途地域と一体となった建物の集積が見られる市街地以外の地域。

公共公益施設

こうきょうこうえきしせつ

教育文化施設（学校、公民館など）、社会福祉施設（病院・老人ホームなど）、官公庁施設（市役所など）の施設。

交通弱者

こうつうじゃくしゃ

自らの交通手段を持たない人は公共交通が整っていない地域では移動が不便であるため、ここでは交通弱者と定義した。

コミュニティ

こみゆにてい

地域社会。

さ行**市街地**

しがいち

ここでは、用途地域および用途地域と一体となった建物の集積が見られる地域と定義する。

市街地景観

しがいちけいかん

市街地に広がる景観。

住宅市街地総合整備事業

じゅうたくしがいちせいびじぎょう

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善などを図るため、住宅などの整備、公共施設の整備などを総合的に行う事業。

循環型社会

じゅんかんがたしゃかい

再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物の量を最小限化することで、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会。

浚渫

しゅんせつ

海底・河床などの土砂を水深を深くするために掘削すること。

情報基盤

じょうほうきばん

情報基盤とは、電話回線やCATV回線、光ファイバーケーブルなど、社会・経済活動の維持・発展を支える情報通信のためのネットワークのこと。

生活拠点

せいかつきよてん

ここでは、小学校を基本に、第1次避難所、第2次避難所、広域避難所となっている場所（小学校・中学校・公民館など）を地図上に落とし、それらの場所が集積している場所を生活拠点と定義した。ただし、広域拠点、地域拠点内の該当箇所は外している。集積がなくても、最低限小学校単位に1箇所、配置している。

た行**大規模集客施設**

だいきぼしゅうきやくしせつ

福岡県大規模集客施設の立地ビジョンより3,000㎡以上の床面積を持つ商業施設。

地域

ちいき

ここでは広がりがあり境界が曖昧な地理的範囲を地域と定義した。

地区

ちく

ここでは、境界があり、ある一定の広がりを持つ地理的範囲を地区と定義した。

地区計画

ちくけいかく

地区住民の同意により地区の特性に応じた良好な居住環境の維持、形成を図るため、小公園や道路などの公共施設の配置や規模、用途および意匠などのルールを都市計画として定めるもの。

地産地消

ちさんちしょう

地域生産地域消費の略。地域で生産された農産物や海産物をその地域で積極的に消費すること。

田園景観

でんえんけいかん

ここでは、市街地以外で農地に隣接または、農地の中にある住宅や商業地を含む農地の広がる景観を田園景観とした。

電子自治体

でんしじちたい

行政機関の業務を電子的に行っている状態をイメージした言葉。「紙」による情報の管理から情報通信網を駆使した電子的な情報の管理へ移行し、高度に情報化された行政のこと。

電柱の地中化

でんちゅうのちちゅうか

安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上、情報通信網の信頼性の向上を目的として、電線類を地中に埋設すること。

特定用途制限地域

とくていようとせいげんちいき

良好な環境の形成または保持を図るため、特定の用途の建築物（例：大規模店舗、パチンコ店、モーターなど）などの立地を規制する地域。

都市計画区域

としけいかくくいき

一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、柳川市では市域全体が都市計画区域に指定されている。

都市計画公園

としけいかくこうえん

都市計画区域内において、都市計画法11条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園がある。

都市計画道路

としけいかくどうろ

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

都市構造

としこうぞう

道路や鉄道、人や産業が集中する拠点など都市の骨格となるものを、それぞれ適した場所に配置すること。

都市施設

とししせつ

都市計画法で定める都市計画決定により設置を決める施設のこと。ごみ焼却場など、都市計画で定めなければならない施設もあるが、道路、公園などは必ずしも全てを都市計画で定める必要はない。

- ①道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- ②公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- ③水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- ④河川、運河その他の水路
- ⑤学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- ⑥病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- ⑦市場、と畜場又は火葬場
- ⑧一団地の住宅施設
- ⑨一団地の官公庁施設
- ⑩流通業務施設
- ⑪その他の施設

土地区画整理事業

とちくかくせいりじぎょう

土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法によって土地の区画形質を変更し、計画的に道路、公園、広場などの公共施設の整備を行うこと。

な行**農業基盤整備**

のうぎょうきばんせいび

農業生産力の増大および生産性の向上を図るために行う灌漑排水の改良、ほ場整備、農道整備などの生産基盤の整備。

農地転用

のうちのてんよう

農地を農地以外のものとする事、または農地を農地以外のものにするため所有権などの権利設定移転を行うこと。

は行**パークアンドライド**

ぱーくあんどらいど

交通混雑を緩和するために、車を都市郊外の駐車場に止めて公共交通機関に乗り換え、都心部あるいは特定地域に入る方法。

ハンブ

はんぷ

車のスピードを落とすために車道に設けたコブのような段差。

ポケットパーク

ぽけっとぱーく

チョッキのポケットほどの小さい公園のこと。街区内の空地や道路残地などを利用して作られる場合が多い。

ま行

もたせ

掘割網の水位を保つために節目節目に設けられた様々なタイプの樋門や堰を利用して大雨の際も水を分散させ下流へたどり着くまでの時間を長引かせるようにする治水と利水を兼ね備えたシステムのこと。

や行

優良農地

ゆうりょうのうち

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。

例えば、20ha 以上の集団的な農地や農業水利施設の整備などを実施した農地などは、農地法、「農業振興地域の整備に関する法律」により、優良な農地として原則として農地の転用を認めないこととされている。

ユニバーサルデザイン

ゆにばーさるでざいん

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすいよう、配慮した環境、建物、製品のデザイン。

用途地域

よううちいき

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて、住宅や商業などの用途別に分類される 12 種類の都市計画の総称のこと。都市機能の維持増進や住環境の保全などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率および各種の高さについて制限を行う。

ら行

ライフライン

らいふらいん

電気、ガス、上下水道、電話、通信など都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

リサイクルセンター

りさいくるせんたー

不燃ごみの破碎・選別などを行う中間処理施設。

わ行

ワークショップ

わーくしょっぷ

ワークショップとは、WORK（身体を動かす）＋SHOP（自分で作ってものを公開する場）、つまり参加者が主体となって活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流する場を表すもの。

まちづくりにおけるワークショップとは、地域に係わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題を解決し、更に快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどをすすめていく方法のこと。

名勝水郷柳河の指定について

指定区分	国
種別	名勝
名称	水郷柳河（すいきょうやながわ）
指定日	平成27年3月10日
所在地	福岡県柳川市沖端町字石場町55番1 ほか
指定面積	184,291.88㎡
構成要素	河川 一級河川矢部川水系二ツ川（一部） 準用河川 城北川、城南川 水路 城堀水路（一部） 水路（一部。吉富町、沖端町、矢留本町） 北原白秋生家、並倉、三柱神社、水天宮



写真上 柳川城内堀、下 北原白秋生家

制限等	文化財保護法 現状変更の制限（第125条 現状変更等の制限及び原状回復の命令）等
-----	---

指定地の概要（名勝としての評価）

日本の代表的な詩人北原白秋の作品の源泉となった故郷柳河の水景の風致景観

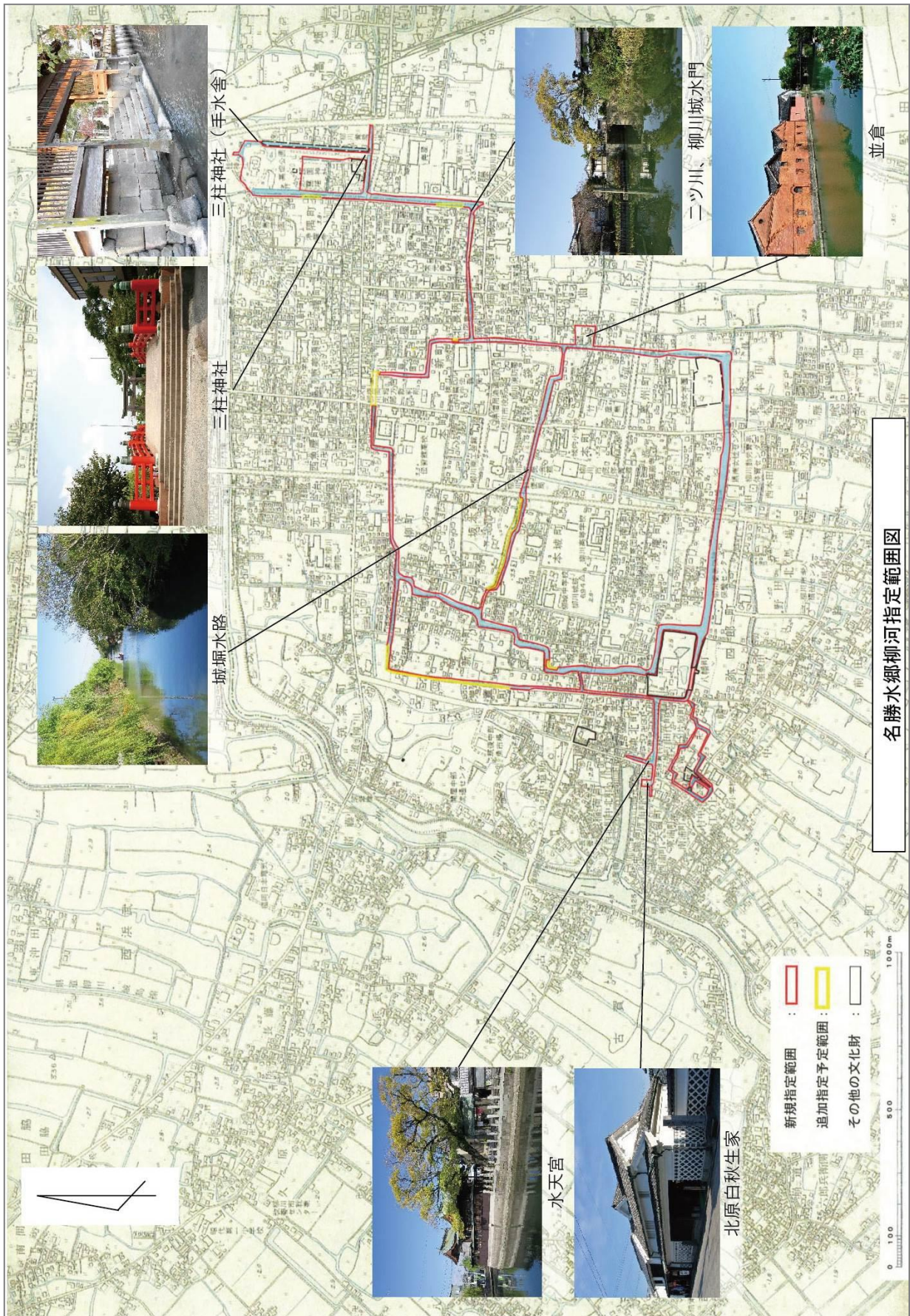
柳川市は、矢部川と筑後川との下流・河口域に挟まれた有明海北部沿岸の低地に所在する。当地には、矢部川水系の自然河川と水路からなる独自の水系の一端に、近世柳川城下町に由来する「柳河」「城内」「沖端」の町が広がっている。明治期から昭和初期にかけて活躍した日本を代表する詩人、北原白秋（本名隆吉、1885～1942）の故郷である。

旧城下には掘割が縦横に限なく巡る。これらの掘割と、水面に臨み深い影を落とす三柱神社・水天宮などの神社境内の樹叢、水面との緊密なつながりを持つ敷地構成・風致に特質がある北原白秋生家および並倉などが構成する景観は、白秋が新進の詩人としての地位を確立した抒情小曲集『思ひ出』から、田中善徳の撮影による写真に詩歌を付した遺稿『水の構圖』に至るまで、数多の白秋作品に描かれた。白秋作品を生み出す原点となった優秀な風致景観である。

白秋は、『思ひ出』において水郷柳河を「静かな廃市」と呼び、「さながら水に浮いた灰色の柩」と表現した。白秋の詩作活動の背景には、今や静かに廃れ行こうとしつつも、なお光彩陸離たる郷里柳河の水景への強い懐旧の念があった。

水郷柳河の掘割の水面とそれらに臨む神社境内の樹叢などは、白秋の詩作の源泉となった優秀な水景の風致を誇ることから、その観賞上の価値および学術上の価値は高い。

国指定名勝指定件数（平成28年3月1日現在）	398件（松島、富士山、小石川後樂園 等）
福岡県内の国指定名勝	8件（飯塚市 旧伊藤傳右エ門氏庭園 等）
柳川市内の国指定名勝	3件（水郷柳河、立花氏庭園、戸島氏庭園）



————— 柳川市都市計画マスタープラン —————

発行日 平成 28 年 12 月
編集・発行 福岡県 柳川市 建設部 まちづくり課
〒832-8601
福岡県柳川市本町 87 番地 1
TEL 0944-73-8111 (代表)
FAX 0944-73-2516
E-mail machi-40207@city.yanagawa.lg.jp

編集協力 株式会社 福山コンサルタント

柳川市都市計画
マスタープラン



柳川市